

大衆語論争における普通話の問題（一）

——瞿秋白と普通話——

宮 尾 正 樹

1998年から中国では、毎年9月の第三週に「全国普通話普及宣伝週間」が設けられるようになった。初年度の宣伝週間に合わせるように、全国言語文字工作会議では、二十一世紀に向けての普通話普及の構想を発表した。それによると、2010年までに普通話を全国で「初步的に」普及させ、二十一世紀の半ばには全国的に普及させるのだそうだ¹⁾。この行事を通知した文書では、

我が国は多民族、多方言の国家である。共通語〔原文は共同語〕普及の程度は国家と民族の程度を量る重要な標識である。新中国成立以来、普通話普及工作はすでに四十年以上にわたり大きな成果を上げてきたが、社会全体に普通話を普及させる目標はまだ実現しておらず、民族共通語普及に対する改革開放と社会主義近代化建設の客観的需要に応えていない²⁾。

としている。「多方言の国家」という規定の仕方からして既に、中国が抱えている矛盾の深さが感じられるが、それはさておき、中華人民共和国成立後、1955年10月に漢民族の民族共通語の正式名称として普通話が採用され、1956年2月には、我々におなじみの「北京語音を標準音とし、北方語を基礎方言とし、模範的な白話文の著作を語法の規範とする」³⁾と定義され、その普及が指示されてから四十年、未だ初步的な普及の段階に達しているとも政府が公言できないという事実に、あらためて中国における共通語の普及の困難を思わずにはいられない。

中華人民共和国成立後、1953年ごろまでは中国に民族共通語が成立していないというのが一般的な見方であったのが、54年に入るとそれが既に形成さ

れているという合意が前提となり、上記の国務院指示につながっていく経過は、大原信一『近代中国のことばと文字』⁴⁾が比較的詳しく述べるところである。筆者も、昨年（1999年）4月のお茶の水女子大学中国文学会大会において、1950年のスターリン「マルクス主義と言語学の諸問題」の中国における受容のされ方の検討を通し、中華民族の形成という理論的要請のために民族共通語が既に成立している（ことにしなくてはならない）という強引な操作が行われたのではないかという予想を述べた。本来ならばここにそれを文章化して大方の批評を乞うべきであるが、その前提として、1934年の大衆語論争における「普通話」という術語の用いられ方を検討しておく必要がある。30年代から50年代前半にかけての議論は、直接的にはそこから出発しているからである。

なお、すでにそうしているように、「普通話」に関しては本文においては原文のまま使用することとする。

一 瞿秋白と普通話

大衆語論争において普通話がキーワードの一つとなっていることは間違いない。そしてそれが32年の文芸大衆化に関する討論の中で瞿秋白が提起した「現代中国普通話」を直接的に受け継いだものであることも明白である⁵⁾。

普通話という語自体は清末の文字改革運動の中に既に見られる。朱文熊『江蘇新字母』（1906）に、「国文」（文言文）「俗語」（方言）と並べて「普通話」が「各省通行のことば」と定義されている。これが中国においては初出のようであるが⁶⁾、朱文熊が日本で同書を刊行したことから、日本で方言に対して用いられていた「普通語」が起源であるという説もある⁷⁾。また、五四時期にも普通話の語は見える。というよりは、既に1920年代はじめの国語統一論争において、北京語か普通話かが焦点の一つであったことは、村田雄二郎「五四時期の国語統一論争—『白話』から『国語』へ」⁸⁾が明らかにしている。

村田氏はさらに、大衆語論争における主要な論点のうち、大衆語の基準が北京語か普通話かの議論は「国語統一論争の再現」であったとしている。そし

大衆語論争における普通話の問題（一）

て、大衆語論戦においては、言語の階級性の問題や、普通話を都市大衆の話し言葉と規定するなどの五四時期になかった諸要素が生まれたことを認めつつも、しかしながら、白話が大衆語に、標準国語が現代普通話に置き換えられても、言語統一の形象が、国民統合に直結する政治的な場になった点で、論争の基本的性格が、言語ナショナリズムの模索にあったことに変わりはない。ここでもやはり国民文化・国民言語（国語）の均質化と規範化が、言語・文字論争の主題になっているのである⁹⁾。

としている。

村田氏は以前発表した「文白の彼方に」¹⁰⁾において、既に、中華民国から中華人民共和国にいたるまでの言語改革の歴史は近代ヨーロッパの俗語革命のモデルでは説明できず、近代以前の「帝国の言語秩序を継承し、それを近代の国語に接合しようとした公的ナショナリズムの延長上にある」という壮大な構図を我々に提示してくれている。同論文の中で村田氏は、瞿秋白の主張を「清末から民国の国語運動において顕在化した『文』と『話』の本源的なズレの問題を改めて顕在化させるものであった」という問題性をはらみつつも、「典型的な国語ナショナリズム以外の何物でもない」とその構図の中に位置づけてい。中華人民共和国の言語政策を帰着点として近代中国の言語改革運動を振り返れば、国民統合の強化というまさに氏が描いた通りの構図が見てとれよう。だが同時に違和感を覚えるのは、1930年代から50年代初期にかけての時期については、ソ連のマルクス主義言語論との関わりが重要であると筆者が考えているからである¹¹⁾。1950年のスターリン論文にそれはほぼ全否定された。それによって中国においても支配的となった、俗物的ともいえる「近代言語学的」言語観によって、言語改革運動史は巧妙にも一貫したものとして描かることになった。それが覆い隠したものの中に見出される、人々が抱いた理想は、言語と人間の社会的関係について鋭い問題性を今なお持っていると思われるし、与えられた思想への共鳴ととまどいの間に、思考し行動する人間に感動に似た興味を覚えるからである。このことについては大衆語論争、及び四十年代の民族共通語に関する議論を検討した後に論じよう。先を急ごう。

大衆語論争における普通話は、瞿秋白が1932年に発表した「大衆文芸の問題」¹²⁾中の「プロレタリアートは各地から来た人々の混じり住む（原文：五方雜處）大都市の中で、近代化した工場の中で、その言語は事実上既に中国の普通話ともいるべきもの（官僚の言う国語ではない）を生み出している」という一節を直接引用するところに起源がある。それに対して、茅盾が瞿秋白の言うような普通話は成立していないと批判し、瞿秋白が反論した¹³⁾。この時期の瞿秋白の言語論を論ずるに当たって、ほとんどの先行研究ではこの応酬をよりどころに瞿秋白の言語論を導き出している。普通話に関わる点について簡単に整理しておく。

村田（1995）では、

瞿秋白の「俗語文学革命運動」論に直ちに反応した茅盾はこのとき、白話にせよ「普通話」にせよ、文字によって書写されることではじめて俗語（俗話）として認知されるという、言文一致の倒錯的機制を鋭く感じ取っていたはずである。

とし、さらに「つねに『文』が『話』を生み出す」という言文一致の機制に対する認識が茅盾の側にあったことを示唆している。三木直大「瞿秋白における文学と言語の問題」も、表現主体を自己否定的にとらえるか否かに両者の大きな違いをとらえた上で、瞿秋白が「中国における真の口語文体の創出」とと同時に、「コミュニケーション手段として普遍的価値をもちうる書き言葉の創出」を構想していたとしている。いずれも文と話、すなわち書写言語と話し言葉の関係について見れば、瞿秋白の関心が話を全く等価的に書き写す文の創造という理想（夢想）の実現にあったととらえているように思われる。

また、鈴木将久「瞿秋白言語理論小考」は、茅盾が文を言語の基礎としたのに対し、瞿秋白は「相互理解を目指して交わされるコミュニケーションの現場において言語を捉えていた」とし、理想的なコミュニケーションの道具としての新しい話—普通話の創出に瞿秋白の関心があったという注目すべき指摘をしている。茅盾とのやりとりで明らかになるように、「瞿秋白の最終的な目標は、新しい『文』にあり、「理想的な『話』を契機にして、『文』を変革させるこ

大衆語論争における普通話の問題（一）

とを目指していた」のであるが、その文とは固定的規範的なものではなく、未来において実現するはずの理想的コミュニケーションに向かって変化していく話によってそれ自身も変化を続けるものであり、瞿秋白は「『文』の機能の革命的転換」を行ったのだとしている。つまり、村田（1995）においては、文と話の関係についてのナイーブな認識としてとらえられているものが、鈴木（1996）においては、ラディカルな言語論によるものととらえられるのである。

以上紹介した三者とも、話から文へという一方指向的なベクトルで瞿秋白の理論を理解している点で共通している。たしかに、32年の瞿秋白と茅盾との間の応酬を見る限りその通りである。しかし、他の文章を参照すると、文と話の異なった関係、異なる普通話のイメージが見えるようと思われる。

『瞿秋白全集』を見る限り、瞿秋白の文章にこの語が最も早く現れるのは、ソ連滞在中の1929年に書かれたと推定されている書信である。

実際には、中国では現在あらゆるところに二種類の言語があってよいのです。一つは普通話で、一つはその地の方言。大都市の言語は実際には大半が厳密な意味での土語ではなく、近隣の地域の混合した普通話です。つまり、二種類の言語を書くことができる。全国的な普通話と各大都市の普通話（方言）と¹⁴⁾。

一つの強力な言語が他を淘汰するのではなく、混淆して新たな言語になるとという考え方、全国的な普通話と地区の普通話の二重構造というとらえ方は、当時のソ連における言語変化の図式やロシア語と民族語の関係を思わせる。ソ連においては建前にせよ、各民族の言語が保証され、唯一的強制的な国語を定めないことになっていた¹⁵⁾。瞿秋白は方言間の関係をその類推として考えていたように見える。31年2月の日付のある書信¹⁶⁾には、「将来漢字を廃止した後、中国は一時期『多言語文字』の国家にきっとなるでしょう」とも書いている。茅盾との応酬と同時期の32年8月に書かれたという「中国文と中国語の現状」¹⁷⁾では、北京語、南京語、上海語等は、フランス語やイタリア語が異なる言語であり同時にラテン語族に属するように、「中国語族」の下の「一種の独立した言語」であり、もしも近代が東アジアから始まっていたら、そして中国語を書

き表すのが表音文字であったならば、中国語の諸方言は独立した言語になっていたに違いないと述べる。

現実には、中国における資本主義の発達はヨーロッパよりも数百年遅れ、今もって封建段階にあり、全国的な中国語が形成されていないのはもちろん、各（大方言）区域の普通話すら完全には形成されていない。エリート層の共通語としての官話と、いまだに方言区レベルへの統合さえ果たしていない民衆の言語の二言語状況にあるというのが瞿秋白の認識である。その認識から出発して、全国レベルでの普通話（官話に由来する）と地域レベルの普通話が想定されていると考えるべきである。

論理的には、そして当時のマルクス主義言語論からしても、小さな言語単位が次第に混淆して各レベルでの共通言語（普通話）を作り、（さしあたって）最終的に民族レベルでの普通話となるわけだが、そのような言語統合のモデルからは外れて、完全と言うにはほど遠いながらも、エリート層の言語接触による混淆を経た官話の流れをくむ、民国以降の国語運動や新文化運動の成果としての国語や白話が全国的な普通話としての位置を占めうると考えられていたようと思われる。

その意味で語られる普通話のイメージを見ておこう。「鬼門関外の戦争」(1931)は、文芸革命とともに文腔革命（仮に文体革命と訳しておく）と文字革命からなる「第三次文学革命」を呼びかける文章で、その力点はもっぱら新しい書記言語の創出に置かれているが、書き写されるべき話し言葉である現代普通話については、北京官話あるいは北京土語とは違うと強調しながら、発音の点では国語統一準備会が審定した発音と¹⁸⁾、話し方〔文法語彙〕では北京官話とおおむね同じものだとしている。「羅馬字の中国語か、肉麻字の中国語か」(1931)¹⁹⁾は国語ローマ字を批判し、ラテン化新文字を宣伝する文章で、ほぼ同じイメージで普通話を描くが、北京が首都であった時期に出身地を異にする人々の間で官話が用いられる過程で、官話と各地の土語が混じり合って普通話が生み出されたと述べ、それを「南腔北調の普通話」と呼んで、それがたとえ学者たちには嘲笑されようと、広汎に流通するだろうとしている。

大衆語論争における普通話の問題（一）

今挙げた二つの文章とも、「大衆文芸の問題」でも使われている「五方雜處」という表現を用いている。大衆語論争、さらには40年代から中華人民共和国初期の民族共通語をめぐる議論にいたるまで、それは普通話の枕詞のように頻繁に使われるのだが、これが具体的にどのような場所を指すかが、瞿秋白における普通話のイメージの揺れ、さらには大衆語論争における瞿秋白の主張の誤読を見るヒントになるようと思われる。ここでは31年の「羅馬字の中国語か、肉麻字の中国語か」と32年の「プロ大衆文芸の現実問題」を比べておく。前者では「五方雜處」の場所として、「工場、マーケット、会議場」が挙げられ、後者では「大都市、工場」が挙げられている。前者は出身地を異にする人間が集まる場所という以上の共通点はないが、後者ではさらに、そこが近代的都市労働者の集まる場所であり、なおかつ長期にわたってそこに居住あるいは労働する場所であるという共通性を持つ。「プロ大衆文芸の現実問題」でも「大衆文芸の問題」でもはっきり述べられているので、種明かしというほどでもないのだが、茅盾との応酬の文章が他の文章と大きく違う点の一つがここにある。「大衆文芸の問題」にいわく、「これらの死んだ言語〔文言、白話の新文言、旧小説式の白話、とりわけ最後のもの〕に反対するには、全てを現代中国の生きた人間の口語〔原文：白話〕、とりわけプロレタリアートの言葉で書かなければならぬ」、そしてそれは「プロレタリアートの普通話」である。もちろん、他の文章でも歴史的に形成されてきた普通話を完成されたものと見ているわけではなく、両者の相違は現在の相において見るか、未来の相において見るかの違いにあるだけだとも言えるが、他の文章が水平的な、いわば地域方言の混淆として普通話をとらえているのに対し、これらの文章はさらに、垂直的な階級方言（言語）の戦いとして普通話の創出をとらえているのだと読むことができよう²⁰⁾。

瞿秋白は茅盾との応酬と同じ時期に書かれたと思われる書信の中で²¹⁾、茅盾の批判に対する困惑と怒りを表明するが、それらに現れる普通話の例として挙がるのは『紅樓夢』や『官場現形記』であり、茅盾の小説である。してみると、瞿秋白の普通話に対する考え方が31年から32年の間に変化したと考える

のはふさわしくないだろう。一方は大衆文芸、一方はラテン化新文字という文章のテーマの要請によって、表出されるイメージが異なってくるということなのであろうか。今は立ち入らないでおく。

もう一つは、文と話の関係についてである。

瞿秋白が完全なる言文一致を求めたことは、先に紹介した諸論文がいずれも認めるところである。だがはたして瞿秋白は話を等価的に表現する文を求めるのであろうか。

文と話の不一致は中世の段階にある民族における普遍的な現象であると瞿秋白は言う²²⁾。彼はドイツの例を引き合いに出す。中世末のドイツにおいてはまず「純粹に書面語である」言語が生まれ、それが現在では普通の人々の口に上る言葉となっている²³⁾。つまり話が文を模倣した。「『文』が『話』を生み出す」ことを瞿秋白も意識していたのである。ただ、彼はそれを文が規範として話を規制するという風にはとらえなかつたと思われる²⁴⁾。

瞿秋白にあっては非常にしばしば「言語文字」という表現に見られるよう、言語と文字を同時に扱っていることに注意すべきである。強引かもしれないが、瞿秋白にあっては、文と話との関係は、その主従関係や先後関係においてとらえられておらず、両者の相互運動としてダイナミックに理解されていた。両者がその瞬間瞬間にズレを生ずるのはむしろ自明のことで、文と話は互いを生み出し、変化（発展）させていくのだ²⁵⁾。言文一致はその相互運動の果てに自動的に実現するのであり、それ以前には実現しない。上部構造としての言語が土台の性質に規定される以上、論理的には、たぶんそれは方言同士の融合による言語の統合や階級の消滅と同じ時点においてということになるだろう。その意味においてたしかに瞿秋白の言語論はユートピア的である。

研究ノートとして与えられた紙数が尽きた。文と話の関係については、あらためて論ずることとする。また、大衆語論争本体についての検討も稿を改めねばならない。

大衆語論争における普通話の問題（一）

注

- 1) 「大いに普通話を広めよう」『人民日報』1998.9.14。
- 2) 中央宣伝部、国家教育委員会等「全国普通話宣伝週間活動に関する通知」1998.3.17。
- 3) 國務院「普通話普及に関する指示」1956.2.20。
- 4) 大原信一『近代中国のことばと文字』東方書店、1994。特に、第二部第6章。
- 5) この時期の瞿秋白の言語論については、大原前掲書「30年代の言語改革論」に詳しい。また、三木直大「瞿秋白における文学と言語の問題」『人文学報』140、1980、村田（1995）、鈴木将久「瞿秋白言語理論小考－コミュニケーション論の視角から」『中国－社会と文化』11、1996。
また、本稿脱稿直前に、鈴木将久「余計なことば－瞿秋白『多余的話』における『語ること』と『演じること』」（『中国哲学研究』13、2000）を目にした。
- 6) 大原、前掲書、p. 108。
- 7) 外間守善「沖縄の言語教育史」によれば、「普通語」の初出は『沖縄語典』（1899）で、この語は多く、東京語との隔たりの大きい地域の方言との関わりにおいて使用されたようである。
- 8) 村田雄二郎「五四時期の国語統一論争－『白話』から『国語』へ」『転形期における中国の知識人』汲古書院、1999。
- 9) 同上、p. 35。
- 10) 村田雄二郎「文白の彼方に」『思想』1995.7。
- 11) ソ連の言語学については、田中克彦『「スターリン言語学」精読』岩波書店、2000。
- 12) 瞿秋白「大衆文芸の問題」『文学月報』1、1932.6。
- 13) 瞿秋白「プロ大衆文芸の現実問題」『文学』半月刊1－1、1932.4。
瞿秋白「大衆文芸の問題」。
茅盾「問題中の大衆文芸」『文学月報』1－2、1932.7。
瞿秋白「再び大衆文芸を論じ止敬に答える」『文学月報』1－3、1932.8。
- 14) 瞿秋白「嵐兄宛書簡」『瞿秋白文集』第三卷、人民文学出版社、1989。

四

73

- 15) 田中克彦、前掲書、p. 171。
- 16) 「郭質生宛書信」1931年2月7日付け、『瞿秋白文集』第三卷。
- 17) 瞿秋白「中国の文と中国語の現状」『瞿秋白文集』第三卷。この文章は生前未発表で、全集には執筆時期なし。執筆年月は、姚守中等『瞿秋白年譜長編』江蘇人民出版社、1993、に拠る。
- 18) 『瞿秋白文集』に付された注釈では、ここに言う国語統一準備会は1913年に開催された読音統一会のことであるとしているが、その根拠は示していない（第三巻p. 173）。1919年に成立した国語統一準備会と考えて差し支えないと思われる。この会で審定した音とは、1921年公布の『校改国音字典』で、黎錦熙の言う「国音無調」、発音は北京語音と大方一致し、声調については平上去入を記すのみで実際の発音を示さないものである。大原前掲書、p. 224。
- 19) 『瞿秋白文集』第三巻。
- 20) 村田（1999）が大衆語論争の新しい要素として挙げるのは（本文に紹介）まさにこの瞿秋白の文章に示されているものである。
- 21) 『瞿秋白文集』第三巻に収める「迪兄宛書信」等。文集の注釈では31年の春頃書かれたとあるが、茅盾との応酬に言及していることからして、32年（以降）と考えるしかないように思われる。
- 22) 瞿秋白「中国の文と中国語の現状」。
- 23) 瞿秋白「新中国の文字革命」『瞿秋白文集』第三巻。
- 24) 長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館、1998、に、明治期、「新たな文体としての言文一致体は『標準語』という〈声〉への規制を伴」ったことを、言文一致をめぐる言説の検討において述べている。
- 25) 注意深く、規範的強制的な標準語の意味合いを排除しながら、瞿秋白はしばしば胡適の「文学の国語、国語の文学」を引用している。